

宗教法人「本願寺」寺法

		昭和27年12月5日認証
		昭和27年12月15日登記
改正	第1回改正	昭30・6・1認証
	第2回改正	昭33・2・17認証
	第3回改正	昭36・4・16認証
	第4回改正	昭38・5・20認証
	第5回改正	昭51・6・1認証
	第6回改正	平2・3・20認証
	第7回改正	平16・5・26認証
	第8回改正	平17・4・8認証
	第9回改正	平20・11・17認証

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 住職（第8条—第17条）

第3章 役員その他の機関

第1節 役員（第18条—第22条）

第2節 参与及び門徒総代（第23条—第25条）

第4章 財務

第1節 財産管理（第26条—第30条）

第2節 予算及び決算（第31条—第46条）

第3節 検査（第47条・第48条）

第5章 補則（第49条—第56条）

附則

第1章 総則

（目的）

**第1条** この寺院は、親鸞聖人を宗祖と仰ぎ、浄土真宗の教義をひろめ、法要儀式を行い、及び僧侶、門徒その他の信者を教化育成し、その他この寺院の目的を達成するための業務及び礼拝の施設その他の財産の維持管理を行うことを目的とする。

（名称）

**第2条** この寺院は、宗教法人法による宗教法人であって、「本願寺」といい、その法人規則を「寺法」という。

（事務所の所在地）

**第3条** この寺院は、事務所を京都市下京区堀川通花屋町下ル本願寺門前町に置き、これを「寺務所」という。

（包括団体）

**第4条** この寺院を包括する宗教団体は、宗教法人「浄土真宗本願寺派」とする。

（本山）

**第5条** この寺院は、浄土真宗本願寺派（以下「宗派」という。）の本山であって、こ

の弘教の根本道場であるから、宗派に包括されるすべての個人及び団体によって永世護持される。

2 左に掲げる仏堂は、この寺院が所有する飛地境内建物であって、由緒ある礼拝の重要施設として、特に尊崇護持される。

大谷本廟 京都市東山区五条橋東六丁目  
日野誕生院 京都市伏見区大字日野字大道町  
角坊 京都市右京区山ノ内御堂殿町

(公示の方法)

**第6条** この寺院の公告は、宗派の機関紙「宗報」に1回掲載し、及び寺務所の掲示場に10日間掲示して行う。

(規則の遵守)

**第7条** この寺院は、この寺法の外、宗派の宗制、宗法、宗規及びこれらの規則に基づいて定められた規則を誠実に遵守する。

## 第2章 住職

(住職と門主)

**第8条** 住職は、法灯を伝承して、この寺院を統一する。

2 住職は、宗派の門主となる。

(職務)

**第9条** 住職は、消息の発布、法要儀式の執行、教義の宣布並びに法物及び染筆の授与を行う外、左に掲げる職務を行う。

- 一 寺法の変更の発布
- 二 執行長及び執行の任命
- 三 代表役員、責任役員、代務者、仮代表役員及び仮責任役員の任命並びに参与及び門徒総代の委嘱
- 四 重要な財務に関する認許
- 五 前各号の外、この寺院の護持発展に係る重要事項の実施に関する認許

(伝灯相承の順序)

**第10条** 住職は、世襲であって、宗祖の系統たる大谷宗家の家系に属する者が、左の順序によって、これを伝灯相承する。

- 一 住職の嫡出の長男子
- 二 住職の嫡出の長男子の長男子
- 三 前号以外の住職の嫡出の長男子の子孫
- 四 前各号以外の住職の子孫
- 五 住職の兄弟及びその子孫
- 六 住職の最近親の系統に属する者

2 住職を相承する者は、得度式を受け、僧籍にある者でなければならない。

(新門)

**第10条の2** 前条第1項第1号又は第2号に掲げる者で、得度式を受けた者を、新門という。

2 新門は、住職を補佐する。

(伝灯相承)

**第11条** 住職の相承は、その遷化又は辞任に因って行う。

2 前項の場合において、新門があるときは、直ちに相承を行う。

3 第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者が得度式を受けていないときは、得度式を受けないことが確定するまでは同条第1項第3号から第6号までに掲げる者が得度式を受けている場合でも、住職代務を置かなければならない。

4 第10条第1項第3号から第6号までに掲げる者のうちから、住職を相承する者を選定する場合においては、住職相承委員会（以下「委員会」という。）の議決によらなければならない。

(前住)

**第11条の2** 前条第1項の規定によって、住職を辞任した者を前住という。

(住職の相承ができない者)

**第12条** 第10条第1項各号に掲げる者に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、住職を相承することができない。

2 前項に規定する事由の判定及び第11条第3項に規定する得度式を受けないことの確定は、委員会の議決によらなければならない。

(住職の相承の辞退)

**第13条** 第10条第1項第1号及び第2号に掲げる者並びに同項第3号から第6号までに掲げる者で委員会において住職を相承する者を選定されたものは、自己の意思に基いて、住職の相承を辞退することができる。

2 前項の場合においても、住職の相承の順序は、第10条第1項の規定に従う。

(住職代務を置く理由)

**第14条** 住職が左の各号の一に該当するときは、住職代務を置く。

一 遷化その他の事由に因って欠けた場合において、すみやかに住職の相承を行うことができないとき。

二 未成年者であるとき。

三 相当の期間その職務を行うことができないとき。

2 住職代務は、住職に代ってその職務権限の全部を行う。

(住職代務の就任順位)

**第15条** 住職代務には新門が就任する。但し、未成年者である場合は、この限りでない。

2 前項の規定による住職代務を置くことができないときは、第10条第1項第3号

から第6号までに掲げる者で、得度式を受けているもののうちから、委員会において、住職代務を選定する。

- 3 前項の規定によって住職代務に就任した者の任期は、4年とする。但し、第1項の規定による住職代務を置くことができるようになったときは、当然その職を退くものとする。

(住職代務の退職)

**第16条** 住職代務は、その置くべき事由がやんだときは、当然その職を退くものとする。

- 2 住職代務は、委員会の同意を得て辞任することができる。

- 3 住職代務は、前条第1項の規定による者を除いて、委員会において不適任であると認めるときは、当然その職を退かなければならない。

(坊守)

**第16条の2** 住職の配偶者を、坊守という。

(衆徒)

**第16条の3** この寺院には、住職の認許を得て、衆徒を置くことができる。

- 2 前項の衆徒は、住職の2親等以内の血族で、得度式を受け、僧籍にある者でなければならない。

(委員会の組織)

**第17条** 委員会は、左に掲げる者で組織する。

- 一 住職又は住職代務
- 二 住職であった者
- 三 坊守
- 四 住職であった者の配偶者又はその生存配偶者
- 五 第10条第1項第1号及び第2号に掲げる者（未成年者を除く。）
- 六 前号に掲げる者の配偶者
- 七 住職及び第5号に掲げる者の血族1親等の尊属
- 八 住職及び住職であった者の2親等以内の血族で、年齢25年以上の僧侶
- 九 執行長
- 十 宗派の宗会議長、勸学寮頭及び監正局長

- 2 委員会は、執行長の申達によって、住職又は住職代務が招集する。但し、住職及び住職代務がともにないとき、又は事故があるときは、執行長が招集する。

- 3 委員会に議長を置き、会議の都度、出席者の互選によって定める。

- 4 委員会は、全員の4分の3以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 5 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、委員会を組織する者の一身上の事項については、その者は表決に

加わることができない。

### 第3章 役員その他の機関

#### 第1節 役員

(員数、資格及び任命)

**第18条** この寺院には、4人の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする。

2 代表役員には執行長を、その他の責任役員には執行のうちから代表役員の申達するものを、住職が任命する。

3 執行長は、宗派の総長たる者について、執行は宗派の総務たる者について、住職が任命する。

(職務権限)

**第19条** 代表役員は、この寺院を代表し、その事務を総理する。

2 代表役員以外の責任役員は、この寺院の事務の決定に加わる外、代表役員を補佐して、事務を分担掌理する。

3 この寺院の事務は、責任役員の定数の過半数で決し、その責任役員の議決権は、各々平等とする。

(代務者)

**第20条** 代表役員の代務者及び責任役員の代務者は、それぞれ宗派の代表役員の代務者及び責任役員の代務者をもって充て、住職が任命する。

2 代務者は、代表役員又は責任役員に代ってその職務権限の全部を行い、その置くべき事由がなくなったときは、当然その職を退くものとする。

(仮代表役員及び仮責任役員)

**第21条** 代表役員は、この寺院と利益が相反する事項については、代表権を有しない。この場合においては、仮代表役員がこの寺院を代表する。

2 責任役員は、その責任役員と特別の利害関係がある事項については、議決権を有しない。この場合において、その議決権を有しない責任役員の員数が2人以上となったときは、議決権を有する者が3人に達するまでの員数の仮責任役員を置く。

3 仮代表役員及び仮責任役員は、監正局長の申達によって、住職が任命する。

(解釈規定)

**第22条** この寺法のいかなる規定も、この法人の役員その他の機関の職にある者に対し、この寺院の教義、信仰その他宗教上の機能、行持等について、いかなる支配権その他の権限も与えるものと解釈してはならない。

#### 第2節 参与及び門徒総代

(員数、資格及び委嘱)

**第23条** この寺院の諮問機関として若干人の参与及び3人以上10人以内の門徒総代を置く。

2 参与は、門徒のうちから、執行長の申達によって、住職が委嘱する。

3 門徒総代は、参与又は学識経験がある門徒のうちから、執行長の申達によって、住職が委嘱する。

(任期)

**第24条** 参与の任期は、4年とする。但し、再任されることができる。

2 参与たる門徒総代の任期は参与の任期により、その他の門徒総代の任期は4年とする。但し、再任されることができる。

(職務権限)

**第25条** 参与は、住職及び執行長の諮問に応じ、この寺院の護持発展について意見を具申する。

2 門徒総代は、この寺法に規定する職務権限を行う外、住職及び執行長の諮問に応じ、この寺院の目的達成に関する重要事項について意見を具申する。

## 第4章 財務

### 第1節 財産管理

(原則)

**第26条** この寺院の財産は、僧侶、門徒等の懇念の結晶であるから、常に良好の状態において管理し、第1条の目的に応じ、最も効率的に運用しなければならない。

2 この寺院の財産は、この寺法に定める場合を除く外、交換し、貸し付け、又は適正な対価なしに譲渡してはならない。

(財産の区分)

**第27条** この寺院の財産は、特別財産、基本財産及び運用財産とする。

2 特別財産は、左に掲げる財産とする。

- 一 本尊、影像その他礼拝の対象となる有体物
- 二 法物

3 基本財産は、左に掲げる財産とする。

- 一 不動産
- 二 宝物
- 三 基本財産として指定寄附を受けた有価証券、現金その他の動産
- 四 基本財産に編入することを宗派の宗会において議決した有価証券、現金その他の動産

4 運用財産は、左に掲げる財産とする。

- 一 冥加金及び懇志
- 二 基本財産から生ずる果実
- 三 その他特別財産及び基本財産以外の財産並びに雑収入

(財産の保管)

**第28条** 不動産は、必要な登記をし、基本財産たる現金は、不動産若しくは確実なる有価証券に替え、又は郵便官署若しくは確実な銀行に預けなければならない。

- 2 有価証券は、確実なる信託会社に信託又は保護預をするものとする。
- 3 運用財産たる現金は、郵便官署又は確実な銀行に預けなければならない。但し、やむを得ないときは、代表役員が確実に保管しなければならない。

(財産処分等の公告)

**第29条** 左に掲げる行為をしようとするときは、門徒総代の意見を聞き、宗会の議決を経て、住職の認許を得た後、その行為の少くとも1月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。但し、公告については、第4号から第6号までに掲げる行為が緊急の必要に基くものであり、又は軽微のものである場合及び第6号に掲げる行為が一時の期間に係るものである場合は、この限りでない。

- 一 特別財産又は基本財産を変更すること。
- 二 特別財産又は基本財産を処分し（法物を僧侶、門徒その他の信者に授与する場合を除く。）、又は担保に供すること。
- 三 借入又は保証をすること（当該会計年度内の収入で償還する一時の借入で、借入金の現在高が一般会計の予算総額の1割以内に相当する金額の場合を除く。但し、その金額が宗派の一般会計における予算総額の1割と通算して、その限度をこえてはならない。）。
- 四 主要な境内建物の新築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること。
- 五 境内地の著しい模様替をすること。
- 六 主要な境内建物の用途若しくは境内地の用途を変更し、又はこれらを寺院の教義の宣布、法要儀式の執行及び僧侶、門徒その他の信者の教化育成以外の目的のために供すること。

- 2 前項第4号から第6号までに掲げる行為で宗教法人法第23条但書に該当するものは、事前又は事後に、宗会の承認を経るものとする。

(財産台帳)

**第30条** 代表役員は、第27条に規定する区分に従い、財産台帳を作成し、これに財産の名称、種類、員数その他必要な事項を記載しなければならない。記載事項に変更を生じたときは、その都度訂正しなければならない。

## 第2節 予算及び決算

(会計年度)

**第31条** この寺院の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(歳入及び歳出)

**第32条** この寺院の1会計年度における一切の金品の収納を歳入とし、一切の支出を歳出とする。

(会計の区分)

**第33条** この寺院の会計を分つて、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特別の目的に充て、又は特別の事業を行うため、一般会計と区分して経理する必要がある場合に限り、宗会の議決を経て設定する。

(経費の支弁)

**第34条** この寺院の運営護持に要するすべての経費は、宗派が負担するものとする。

但し、特別の必要に基き、この寺院において特別会計として独自の経理を行うことを宗会が承認したときは、この寺院の歳入で運用財産に属するものをもって、その経費を支弁することができる。

(宗派への回付金)

**第35条** この寺院の運用財産たる現金及び有価証券は、前条但書の場合を除いて、毎年度予算に基いて、宗派に回付しなければならない。

2 前項の規定による回付金は、歳入予算の実際の収入額をこえてはならない。但し、実際の収入額が当該年度の歳入予算の定額をこえた場合においては、歳出予算の定額にかかわらず、すべて宗派に回付しなければならない。

3 前項但書の場合において、代表役員は、歳入歳出現況書を作成して、次の宗会に報告しなければならない。

(予算の編成)

**第36条** 歳入及び歳出は、すべて予算に編成しなければならない。

(予算の区分)

**第37条** 予算は、必要に応じて經常部及び臨時部に分け、各々これを類、款、項及び目に区分して、その性質及び目的を摘記しなければならない。但し、類及び目を省略することができる。

(予備費)

**第38条** 予見し難い予算の不足を補うため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費は、第一予備費及び第二予備費とし、第一予備費はやむを得ない予算の不足を補い、第二予備費は予算外に生じたやむを得ない経費に充てるものとする。

(予算の議決)

**第39条** 予算は、会計年度ごとに代表役員が編成し、住職の認許を得、年度開始前の定期の宗会に提出してその議決を経なければならない。

2 特別の必要がある事項については、代表役員は、2以上の会計年度にわたる継続費として、宗会の同意を求めることができる。

(予算の施行)

**第40条** 年度予算が議決されたときは、代表役員は、その施行について必要な措置を講じなければならない。

(予算の移用禁止)

**第41条** 年度予算において決定した経費の定額は、他の年度に属する経費に充てる



ことができない。但し、年度内に終る予定の工事その他の事業でやむを得ない事由に因りその経費の支出を終らないものは、事前又は事後に宗会の承認を受けて、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 歳出予算は、各項に定める目的以外に定額を使用し、又は各項間において彼此移用することができない。

(追加予算)

**第42条** 予算の議決後に生じた理由に因り、避けることができない経費又はこの寺院の義務に属する経費に不足を生じた場合に限り、代表役員は、追加予算を編成し、住職の認許を得て、宗会に提出することができる。

(更正予算)

**第43条** 経済界の変動その他特別の事由に因り、予算の施行に困難を生じたときは、代表役員は、更正予算を編成し、住職の認許を得て、宗会に提出することができる。

(臨時予算)

**第44条** 宗会において一般会計の年度予算が成立しなかったときは、代表役員は、住職の認許を得て、臨時予算を編成する。

2 臨時予算の編成は、1度限りとし、その期間は、3月をこえてはならない。

3 臨時予算は、当該年度の予算が成立したときは、その効力を失い、これに基く収入及び支出又は負担は、当該年度の予算に基いてしたものとみなす。

(決算)

**第45条** 決算は、毎会計年度終了後3月以内に、予算と同一の区分により代表役員が作成し、宗派の監正局会計検査部の検査を経て、住職に上申し、その検査報告とともに、翌年度の最初の定期の宗会に提出してその承認を求めなければならない。

2 決算には、当該年度末現在の財産目録及び貸借対照表並びに説明書を添えなければならない。

(剰余金)

**第46条** 決算に剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

### 第3節 検査

**第47条** この寺院の財産の管理及び経理の運営に関する検査は、監正局会計検査部が行う。

2 監正局会計検査部は、この寺院の業務の執行に干渉してはならない。

**第48条** 削除

### 第5章 補則

(門徒)

**第49条** 僧侶及び寺族以外の者で、この寺院に帰向し、特定の寺院又は教会に帰属し、その備付の門徒名簿に登録されたものをこの寺院の門徒とする。

(所属団体)

**第50条** 僧侶、門徒その他の信者は、講社その他の団体を組織して、この寺院に属することができる。

2 前項の規定による所属団体を組織しようとするときは、規則を作成し、執行長の申達によって、住職の承認を受けなければならない。

(寺法の変更)

**第51条** この寺法中、第1章(総則)、第2章(住職)及びこの条の規定の変更は、門徒総代の意見を聞き、宗会議員の定数の4分の3以上が出席した宗会において、出席議員の4分の3以上の多数で議決しなければならない。

2 前項に掲げる規定以外の規定の変更は、宗会議員の定数の2分の1以上が出席した宗会において、出席議員の過半数で議決しなければならない。

**第52条** 前条第1項に規定する寺法の変更は、宗門全般に公示し、その公示の日から2月以内に宗規に規定する宗門投票を行う決定がなされない場合に限り、執行長は、宗教法人法第26条第1項前段の規定による手続をするものとする。

**第53条** 第51条第1項の規定は、この寺院が合併しようとする場合に準用する。

(残余財産の帰属)

**第54条** 宗教法人法第43条第2項第4号又は第5号の規定によって、この寺院が解散した場合における残余財産の帰属は、宗会の議決するところによる。

(宗派の規則の効力)

**第55条** 宗則その他宗派の規則中、この寺院に関係がある事項に関する規定は、この寺院についても、その効力を有する。

(施行細則)

**第56条** この寺法を施行するために必要な細則は、宗会の議決を経て定める。

#### 附 則

1 この寺法は、この法人の設立の登記をした日から施行する。

(昭和27・12・15施行)

2 この寺法施行の際現に住職又は住職代務たる者は、この寺法による住職又は住職代務とみなす。

3 この寺法施行の際現に執行長又は執行たる者は、この寺法による執行長又は執行とみなす。

4 この寺法施行の際現に参加たる者は、この寺法による参与とみなす。但し、その任期については従前の例により、従前就任の日から起算する。

5 この寺法施行の際現に門徒総代たる者は、この寺法による門徒総代とみなす。但し、その任期については、この寺法により新たに門徒総代が選任される時までとする。

6 この寺法施行の際現に施行されている予算は、この寺法による予算とみなす。

- 7 この寺法施行の際現に門徒たる者は、この寺法による門徒とみなす。
- 8 この寺法施行の際現に存する講社その他の所属団体は、それぞれこの寺法による講社その他の所属団体とみなす。

**附 則（第5回一部改正の附則）**

この寺法の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（昭和51年6月1日）から施行する。

**附 則（第6回一部改正の附則）**

この寺法の変更は、平成2年4月1日から施行する。（この改正は、宗会議員立法による）

**附 則（第7回一部改正の附則）**

- 1 この寺法の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成16年5月26日）から施行する。
- 2 この寺法の変更施行の際現に衆徒たる者は、この寺法の変更による衆徒とみなす。

**附 則（第8回一部改正の附則）**

この寺法の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成17年4月8日）から施行する。

**附 則（第9回一部改正の附則）**

この寺法の変更は、京都府知事の認証書の交付を受けた日（平成20年11月17日）から施行する。